

産業建設  
常任委員会

委員長 秋永 安次

可決  
すべき

●議第51号 高島市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例案

10月1日からの消費税の引き上げに伴い、し尿処理手数料の改正を行うもの。

問 本条例案を9月議会ではなく、6月議会で出したのはどうしてか。

答 利用者に対する周知期間を十分確保するためです。

採決の結果 「賛成多数」で可決すべきもの

●議第52号 高島市マキノ高原自然体験交流施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

「マキノ高原温泉(さくらさ)」の利用状況から開館時間を変更し、市が管理する温泉施設の開館時間の統一を図るもの。

問 これまでより開館時間が短くなるが、利用者へのサービス低下や施設の経営上の影響はないか。

答 今回の改正により、朝の1時間と夜の1時間が短くなるが、その時間帯は、利用者がほとんど利用されない時間帯であるため、サービス低下や運営上大きな影響を及ぼすものではなく、逆に、施設の点検時間を多くとることができるなど、より良い温泉施設を提供できると考えます。

採決の結果 「全員賛成」で可決すべきもの

●議第53号 高島市景観の形成および景観計画に関する条例の一部を改正する条例案

太陽光発電設備や風力発電設備など、再生可能エネルギー発電設備の設置に対する届け出に関し、その対象となる範囲を明確化し、より適切な指導や助言を行うため、改正するもの。

問 施設の設置にあたり、隣地関係者への説明や同意書類の添付について、明文化することができないか。

答 周辺住民への説明については、事業者の判断において、理解と協力が得られるよう、十分な説明がなされていると考えます。また、一定以上の規模であれば、高島市開発指導要綱が適用されることから、地元への説明経過書の添付を求めています。

採決の結果 「全員賛成」で可決すべきもの

採択  
すべき

●請願第1号 「琵琶湖周航の歌資料館」の今後について、市民説明会の開催を求める請願

請願趣旨 「琵琶湖周航の歌資料館」を「今津東コミュニティセンター」に移設しようと考えられていることについて、市民説明会を開催することをたいへん驚いている。

現資料館は、琵琶湖周航の歌の歴史を広く発信する文化の拠点となってきた。また、まち歩き観光とも連携してきた最適な場所である。

今津のまちづくりを市と市民協働で作り上げるため、琵琶湖周航の歌資料館関係者及び市民への説明の場を設け、市民の意見を丁寧に聞いて十分に話し合っていたきたい。

請願項目 市は、関係者及び広く市民への説明の場を設け、丁寧に意見を聞いて話し合ってください。

採決の結果 「賛成多数」で採択すべきもの



琵琶湖周航の歌資料館

本会議での討論

請願第1号「琵琶湖周航の歌資料館」の今後について、市民説明会の開催を求める請願

反対

廣部 真造

琵琶湖周航の歌資料館が今津東コミュニティセンターへ移転する事は是非を問う説明会は、議会で議決済みの事業であることから、説明責任は議員が負うべきであり、妥当性に欠けると判断し反対。

賛成

梅村 勝久

これまで公共施設再編の遂行には市民へ十分な説明が必要と提案してきた。市民サービスをすべし行政が、市民との間に軋轢を生まないように努力するのは当然のことである。議会が再編で市民と向き合う試金石となる。

賛成

福井 節子

公共施設再編は、地域住民や利用者にとって大問題。市民的議論を尽くし市民の納得を得て進める事が必要。「資料館」を発祥の地として守って来た当事者が説明不足と請願。市は真摯に受け止め説明会と話し合いの場を持つべき。

賛成

早川 浩徳

琵琶湖周航の歌は、本市のみならず県民の宝。資料館はシンボル。歌を後世に伝えるため、移転の経緯など地元で理解してもらい、協力を得ることが大切。公共施設再編を今後進める際にも重要で、請願趣旨に賛同する。